

令和 6 年度 第 3 回 東秩父村上下水道事業審議会 議事録

開催日時：令和 6 年 12 月 11 日（水）

13 時 30 分～16 時 25 分

開催場所：東秩父村役場 大会議室

1 開会

江原建設課長

（委員総数 10 名、出席者数 9 名、欠席者数 1 名で東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立。）

2 あいさつ

眞下会長

3 議事

議事進行 眞下会長（東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条の規定による）

説 明 江原建設課長

(1) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業について説明を行い、水道施設の老朽化や、他会計補助に頼っている現状を伝えた。県内全自治体及び、近隣自治体と比べて水道基本料金が非常に安価である事や、口径が大きくても、小さい口径とあまり料金が変わらず、従量料金も近隣自治体の平均と比べて、安価であることが他会計補助に頼る要因だということを改めて説明を行った。

また地滑りの発生が原因で、漏水箇所が多く、県指定地域である皆谷地内における配水管の整備状況の説明を行った。小安戸地区では整備進捗率が 100%となり、朝日根地区では進捗率が 35.8%となっている。一連の工事により、断水件数が減ってきているが、毎年寒くなる年末年始にかけて漏水が発生している。現状では村内のいつ、どこで漏水が発生し、断水になる可能性も高い。20%の料金改定を行うことで、年間約 1,000 万円弱収益が上がる想定している。増収分は今後 30 年をかけて施設更新を順次着手するまで既存施設の維持管理に充てる。

仮に料金を据え置いた場合、断水した時に給水停止が長引く可能性がある。更に一般会計への依存度が高いため本来、一般会計で実施すべき道路や水路、橋梁等の修繕が進まなくなる可能性もある。以上のことから料金改定は避けて通れないと認識している。

村としても持続的に安全な水を供給することは責任があり、必要な施設は更新し、安

全で安定したサービスを継続するためにも、料金改定は必要なものである。

会長

説明が終わりましたので、質問等あれば受け付ける。

委員

口径が 30 mm 以上だと料金が大きく変わってくるが、将来的に水の供給が出来なくなる可能性があるのであれば、早急に料金改定を検討すべき。

委員

可能であれば住民説明会を開くべき。これまでの審議会で説明した内容を伝えてほしい。

事務局

審議会での料金改定の方向性が決定し、議会に説明後、数カ所で説明会を開く予定である。過去に料金改定を行っているが、昨今の物価高騰の現状で料金改定を実施するため、経営状況を知ってもらう機会になる。また、水道施設の更新についても説明したい。口径が大きい事業所もあり、個別に声掛け等していきたい。

会長

地区別等により数カ所で説明会を行うのはいいが、広報誌等に掲載して周知すべきである。

事務局

広報誌やタブレットを活用し、周知する予定である。

委員

これまでの説明では水道料金では 6 回の料金改定をしないと採算が取れないと説明を受けたが、実際に採算が取れるまで料金改定を実施することになるのか。

事務局

採算を合わせるよう水道料金を改定していくと住民の負担が大きすぎるため、一般会計から繰り出される繰出金を基準内に抑えたいと考えている。現在の資本費や供給単価では低すぎて一般会計からの高料金対策に関する繰出金の基準外になっている。高料金対策に関する繰出金とは、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高

額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない場合、料金格差の縮小に資する目的のものである。このことは、基準になっている資本費については設備投資が関係する金額であり、供給単価は皆さんが使用した水量とそれによって生じた料金により算出されるものであり、次回の審議会で村の状況等を説明したい。

委員

5年ごとに料金を上げるのか。

事務局

今後の経営状況から料金改定の妥当性、必要性を判断するため、5年を目途に今回のように精査し、必要であれば審議会に諮問していくことになる。

委員

料金引き落としについて、2か月に1回の方が銀行の手数料もかからず、経費が節減できるのではないか。

事務局

お見込みのとおりですが、本村の場合、水道管も老朽化しており、毎月、検針作業を実施することで、検針員による漏水調査も兼ねている。そのため、当面は毎月検針作業を実施していく予定である。

委員

空き家と住んでいる家を分けて検針した方が効率的ではないか。

事務局

空き家と言っても年に数回使っている家屋もあり、区別して検針することは難しいと考えている。ただ、冬季については、長期間使用しない場合、止水栓を締めるよう依頼している。

委員

有収率はどれほどか。

事務局

以前は60%程度であったが、令和3年度から定期的に行っている漏水調査とその修繕により現在は80%を超えている月もある。

委員

どのような調査方法なのか。

事務局

メーターボックス内のパイロットを確認し、漏水が疑わしいところは音聴棒で聴き取る。漏水箇所を早急に修繕することで道路陥没等の二次災害や無駄に水を作る経費を抑制している。

会長

県水が料金を 21% 上げてくると聞いているが、その影響はいかほどであるか。

委員

県水 100% の自治体はそのまま料金改定を実施しないと経営状況が悪化する。ただし、独自で取水しているところもあるので、一概ではない。

会長

現在の物価高騰の影響があるなか、水道料金の値上げについて審議してきたが、これまでの事務局からの説明を伺ってきたなかで料金を据え置くことと値上げしていくことについて、委員皆様の意見を伺いたい。

委員

村の経営状況について、改善をしていく必要があると認識している。少しでも料金を値上げして収益を確保し、事業の経営改善を目指す必要があるため、料金改定は実施すべきと考える。

委員

村の経営状況が良好でないことはこれまでの説明で理解できた。料金値上げをする前に入山浄水場を廃止することで経費削減にも取り組んでいる。そのような状況であれば、他の自治体が実施しているように料金改定を実施し、経営状況を少しでも改善できるよう取り組んでもらいたい。

委員

古い家では漏水している可能性は高い。日頃から水道メーターのパイロットを確認するといったことを心掛けることを勧めたい。料金の値上げは致し方ないと考える。

委員

料金の値上げについては、致し方ないが、料金を値上げすることにより一般会計からの補助金はどうなるのか。

事務局

今回、料金改定ができたとしても一般会計からの補助金は必要な状況である。そのため、高騰している電気料金や老朽化している施設修繕費等に主に充てていくことになる。

委員

料金の値上げは致し方ないが、今後、どこまで値上げしていくのかを示すことで住民の理解を得られやすいのではないかと。

委員

料金の値上げは仕方ないことであると認識している。

委員

浄水場など水道に関係する設備が老朽化しているのはよく理解できた。料金改定を先送りしても解決には繋がらず、早めに手を打った方がいいと考えるため、料金改定は実施すべきである。

委員

料金の値上げについて反対しないが、説明会は開催してほしい。

会長

簡易水道事業の経営や施設状況から審議会の意見として、20%程度の料金改定はやむを得ないこととして村長に答申する。

委員一同

異議なし。

事務局

周知期間はどれくらいが良いか。

会長

経営状況からの視点では、料金改定をすぐにでも実施すべきであるが、周知期間は必要である。

事務局

口径が大きい事業所等は次年度予算に水道料金を計上できるよう周知にある程度の期間を確保してもよい。

会長

周知に 12 か月程度は確保した方がよいか意見を伺いたい。

委員一同

異議なし。

事務局

決算調製や消費税申告等の事務的理由から 4 月改定ではなく、10 月改定を予定している。他の自治体でも 10 月に改定することが少なくない。

会長

改定時期については、事務局に一任する。異議があるか意見を伺いたい。

委員一同

異議なし。

(2) 合併処理浄化槽設置管理事業について

事務局より、以下の諮問事項のこれまでの論点となっている部分を確認した。

① 小型浄化槽の採用について

- ・ 設置費や本体費が安価な小型浄化槽の採用を検討しているが、保守点検料など維持管理費が従前の整備されている浄化槽より割高であり、使用者の負担を考えると他のメーカーの小型浄化槽も調査するため、今回は見送るべき。
- ・ 小型浄化槽は長所、短所あるが小型であり、狭い箇所への整備が可能なため、普及率向上が図れる。従来の浄化槽と別料金で採用するべき。

② 帰属制度の導入について

- ・ 既存の個人が設置した合併処理浄化槽の管理を個人管理から村管理とすることで法定検査受験率向上が図れ、適切な管理ができることから導入するべき。

- ・ 合併処理浄化槽事業の経営状況が良好でないことから、更に経営が悪化することが見込めるため、今回は見送るべき。
- ③ 帰属制度に伴う更新事業の導入について
- ・ 帰属する際に継続使用が難しい合併槽は分担金を徴収し、村にて更新工事を実施することで本事業の目的を果たすため、導入すべき。
 - ・ 合併槽から合併槽への更新工事は、国庫補助金が交付されないため、個人及び村の負担が大きく、今回は見送るべき。
- ④ 入替制度の導入について
- ・ 村から浄化槽維持管理費補助金の交付が難しいため、公共浄化槽のうち一世帯で使用している 10 人槽を整備した世帯は、条件を付し、10 人槽から 5 人槽等へ人槽緩和により入替工事を村で実施し、清掃料や衛生組合への負担金の軽減を図るべき。
 - ・ 整備当時は世帯員が多く居住していたことから、入替工事をしてまで対応するべきでない。
- ⑤ 浄化槽使用料の平準化について
- ・ 清掃料を平準化することで、清掃料の不明瞭さや清掃事業者の事務効率化が図れ、滞納料金対策にも寄与するため平準化すべき。
 - ・ 各世帯によって汚泥が堆積する量に差があるため、従来どおり従量制にするべき。
- ⑥ 浄化槽使用料の見直しについて
- ・ 現在、村の公共浄化槽の普及率は 37%である。村の一般会計から、多額の補助金を 37%の方のみに補助していることになるため、公平性を図る観点から修繕割合を参考とし、個人 10%、法人 20%、公共施設 30%程度の料金を値上げすべき。
 - ・ 耐用年数を考慮し、更新資金を令和 17 年度までに積立てをしていく必要から、上記以上の値上げをするべき。
- ⑦ 浄化槽使用料の改定スケジュールについて
- ・ 料金の平準化をする場合でも、なるべく早く経営状況の改善を重視し、周知期間を 6 か月程度にするべき。
 - ・ 料金の平準化は使用者にとって混乱をきたす可能性があるため、周知期間として 1 年間は確保するべき。

- ・ 周知期間と料金の平準化を同時に実施し、経営改善は早期に図るべき。

公営企業会計の原則と料金改定について

- ・ 原則として税金を投入せず、特定の財源により事業を行うもの。
- ・ 料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

公営企業会計の原則に当てはめると、当村の簡易水道事業、合併処理浄化槽設置管理事業は共に料金改正が必要な状態であると認識できる。また、昨今の物価高騰により、建設業界の物価変動を表す建設工事費デフレーターでは、2015 年を基準に 100%としており、2023 年では 127%の指標になっている。

会長

小型浄化槽の導入については、事務局としての意向はどうか。

事務局

いずれは採用したいが、他のメーカーの調査研究を引き続き行い比較ができる状態にする必要があると認識している。

会長

小型浄化槽の導入については、一長一短があるため、比較できるような説明を受けてから導入してもよいと考えられるが、皆様の意見はどうか。

委員

異議なし。

会長

小型浄化槽の導入については、今回は見送ることにする。

続いて、個人が設置した合併処理浄化槽の帰属制度について意見を伺いたい。

村設置の合併処理浄化槽と個人設置の合併浄化槽において、機能等の差はあるのか。

事務局

村が設置している合併処理浄化槽は、浄化能力が高く、個人の方が設置したものの方が能力的に落ちると想定できる。しかしながら、合併処理浄化槽としては何ら問題なく

使用でき、帰属制度は一定の条件を付して、帰属の可否を決め、帰属した場合は村が責任を持って当該浄化槽を管理し、生活排水を適正に処理する。

会長

帰属制度を開始後、すべての合併処理浄化槽を村に帰属させるわけではないとの理解でよいのか。また、帰属が難しい場合はどのように対応するのか。

事務局

帰属については、希望者による申請によるもので、申請しても帰属出来ない場合も想定される。ただ、今後、料金改定を実施していければ経営状況にもよい効果を生じさせる可能性はある。それから帰属させるには、条件を設定してその条件に合致した合併処理浄化槽を帰属させたい。ただ、老朽化等により、合併処理浄化槽として機能が果たせなくなっているものについては、更新することにより生活排水の適正な処理を促進していくことが重要であると認識している。このことについては、議会からも村が責任を持って管理できるよう取り組んでほしいとの意見があった。

委員

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽は、排水する水質は異なるのか。

事務局

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽で比較すると通常では8倍の差が生じる。なお、現在、村で設置している合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を比較すると16倍の差が生じる。例えるなら、居住している人員数が同じと仮定した場合、村の合併処理浄化槽を整備した1軒の生活排水は、単独処理浄化槽で整備された16軒分と同等ということになる。

委員

実際に河川の水質は改善されているのか。

事務局

改善されている。河川の水質を示す指標としてBODの数値があるが、その数値が村の合併処理浄化槽の事業を開始してから下がっていることが公開されている。

事務局

帰属制度について、皆様の意見を伺いたい。

委員

帰属制度は導入した方がよいのではないか。村に使用料を支払う必要があるが、住民の管理の手間はなくなり、河川の水質もさらに改善できる見込みもある。

委員

環境のためにも導入するべき。

事務局

経営は悪化するが環境衛生、槻川の最上流に住む者として、自治体にとっても意義があると考えられる。

事務局

現時点では合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新制度が村にはない。個人ですべてを負担しなくてはならない。ただ、帰属による更新が制度化されることにより、分担金を工事費の半額程度をいただき、村が更新工事を行うことで、申請者の負担が抑えられる。分担金の金額は約 40～50 万円程になる想定である。

会長

それでは、帰属制度を導入するなら更新制度も一緒に時期で制度化することがよいと考えられる。皆様の意見はどうか。帰属制度とそれに伴う更新について、導入していく方向性でよいか。

委員

異議なし。

事務局

入替制度については、工事費の 2 分の 1 をいただき既存の 10 人槽を 5 人槽等に入れ替えるものであり、出来る事なら小型浄化槽が採用されることにより効果が大きいと考えられる。

会長

入替制度の導入については、小型浄化槽の採用と合わせて制度化していく方向性でよいか皆様の意見を伺いたい。

委員

異議なし。

会長

浄化槽使用料の平準化について、毎月支払うかどうか。使用者が残高不足の時もある。清掃時に特に料金がかかり、汲み取ってみないと金額が分からない。そうでは無く、あらかじめ料金を定額化して支払うことについて、皆様の意見を伺いたい。

委員

浄化槽料金は、平準化することのメリットが大きいので、採用してほしい。

委員

汲み取り料の平均が分かるのか。

事務局

過去4年の汲み取り実績から、各人槽の平均額を算出しており。その平均額を基準に定額化を図りたいと考えている。

委員

一度にまとまった金額を支払うよりはよいと考える。

会長

それでは、使用料については平準化の方向性としたい。

委員

異議なし。

事務局

料金の値上げによる収益確保については、村の監査委員からも意見をいただいている。普及率37%の事業に一般会計から繰り出される予算が1千万円を超えている現状がある。採算が取れるよう料金収入を試算すると今回審議している10%程度の料金改正を3回行うことで、起債の完済や減価償却費の関係から収益化できる見込みがあり、本事業では普及率が低い関係から収益化できるまで料金改定を実施していきたいと考えている。

会長

浄化槽使用料の料金改定については、物価高騰のなか水道料金を値上げする状況であ

るが、先送りできない状況であることは理解した。今回の審議により料金改定の時期であると説明を受けたが、皆様の意見はどうか。

委員

異議なし。

会長

料金の平準化と料金の改定を進めていくことになるが、そのスケジュールを確認したい。

事務局

料金の平準化と改定のスケジュールは、まず平準化と料金改定の周知期間を設け、その後の1年間を平準化した料金で徴収していく。平準化した期間を経過した段階で料金を改定していくことで、使用者の混乱を抑制したい。

会長

1年間程度の周知期間後に平準化を1年間、その後に料金を改定することになり、約2年後に料金を改定するといったスケジュールでよいか皆様の意見を伺いたい。

委員

異議なし。

会長

それでは、村長から諮問されたすべての事項について、方向性が明確になりましたので、答申書としてまとめ、次回の審議会時に提出したい。その他、皆様から話しておきたいこと等ございますか。

委員

特になし。

4 その他

次回開催は令和7年1月15日（水）に開催し、答申書の提出と翌年度予算の説明が主な内容になる。

5 閉会

江原建設課長